

調書（決定）

事件の表示 平成２８年（行ツ）第１７３号
平成２８年（行ヒ）第１８７号
決定日 平成２８年７月２７日
裁判所 最高裁判所第二小法廷
当事者等 別紙当事者目録記載のとおり
原判決の表示 名古屋高等裁判所平成２７年（行コ）第２８号,第３１号（平成
２８年２月１０日判決）

裁判官全員一致の意見で,次のとおり決定。

第１ 主文

- １ 本件上告を棄却する。
- ２ 本件を上告審として受理しない。
- ３ 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第２ 理由

１ 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法３
１２条１項又は２項所定の場合に限られるところ,本件上告の理由は,違憲
及び理由の不備・食違いをいうが,その実質は事実誤認又は単なる法令違反
を主張するものであって,明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

２ 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば,本件は,民訴法３１８条１項により受理すべ
きものとは認められない。

平成２８年７月２７日

最高裁判所第二小法廷

当事者目録

上告人兼申立人 X株式会社
被上告人兼相手方 愛知県
同代表者 愛知県労働委員会
同補助参加人 Z合同労働組合